

令和3年5月7日

東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの
一部改訂に係る上場制度の見直し」に対する意見について

今般、標記改訂案（令和3年4月7日公表）に対する意見を別紙のとおり取り
まとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

コーポレートガバナンス・コード(改訂案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	全体	本邦のコーポレートガバナンス・コードは、プリンシプルベースのアプローチ、すなわち、各社が個々の原則の本質を自社の状況に応じて取り組むことで、ガバナンスと企業価値の向上を目指すものと理解している。実質を確保する考え方や取組み姿勢を確認するものであり、形式的な基準、項目ごとにコンプライアンスかエクスプレインかのチェックリスト的になるべきでなく、今回の再改訂でも基本的な考え方は不変と考えている。 したがって、経営上の工夫の選択肢の幅を狭めないように、市場慣行に対する配慮(例:議決権行使助言会社等への働き掛け等)をお願いしたい。	左記のとおり。
2	補充原則 2-4①	補充原則が新設され、かつ外国人・中途採用者と女性と異なるカテゴリーが追加されているが、国際的な慣行の差異により、そもそも女性や年齢への言及が難しい地域もあるなか、どのような検討がなされ、どのような取扱いが期待されているのか。	左記のとおり。
3	補充原則 3-1③	上場会社は非財務情報の開示、TCFD提言に沿った気候関連情報の開示を進めるべきである旨が本コード内に明記されたことを支持する。	金融機関は、自社の気候変動リスクを認識するうえで、シナリオ分析による潜在的なリスク量の試算や、取引先のCO2排出量(Scope3)の把握が重要となるが、これらの値は取引先の情報開示にもとづくデータにより精緻化がなされる。本コード改訂により開示が促進されることで、事業会社、金融機関双方での気候変動に対する認識共有が深まり、両者間での緊密なエンゲージメントが期待されるため。
4	補充原則 3-1③	ルールベースではなくプリンシプルベースが基本的な性格である本コード内にTCFD提言に沿った開示が含まれたことは、企業のボランタリーな取組みを推奨するその本質が変わるものではないと理解される。引き続き、過度に規制的な枠組みとならないよう、TCFD提言の主旨を尊重したアプローチをお願いしたい。	TCFD提言の主旨は、企業における情報開示の自主性を確保しながら、気候変動に係るイノベーションの創出、トランジションの実現につなげていく点にある。一部欧州諸国を中心にTCFD提言に沿った開示の義務化が進みつつあるが、過度に規則ベースでの導入を図るのではなく、一定程度柔軟な枠組みとすることで実態に即した適切なリスク管理が進み、真に気候変動に必要な分野に資金が流れることが期待されるため。
5	補充原則 3-1③	プライム市場上場会社について、「TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき」とあるが、当該開示の期限は、年内ではなく、プライム市場上場会社のみ適用される原則等として2022年4月4日以降に開催される各社の株主総会後速やかに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を提出する考えればよいか。	TCFD提言等に沿った開示は、株主総会決議のプロセスが一義的には想定されにくいことから、字義どおりの解釈でよいか確認したい。
6	原則 4-8	プライム市場およびスタンダード市場は全原則、グロース市場は基本原則のみの適用とされている一方、改訂案では「その他の市場の上場会社」という記載であり、スタンダード市場だけではなく、グロース市場も含まれ得る表現になっている。スタンダード市場とせず、その他の市場の上場会社とした趣旨を確認したい。	左記のとおり。
7	補充原則 4-10①	プライム市場上場会社における各委員会の構成において、「過半数を独立社外取締役とすることを基本」とされているが、字義どおり過半数の独立社外取締役を確保しない限り、エクスプレインの対象となるか(例えば独立社外取締役と社内取締役が同数であった場合の取扱い等)。	当該記載の「基本」が意図する点を確認したい。
8	補充原則 4-11①	「スキル・マトリックス」等は、「経営環境や事業特性等に応じた適切な形」での取締役の組み合わせを示す一つの選択肢と理解すればよいか。すなわち、「経営環境や事業特性等に応じた適切な形」を別の方法での開示を行うことも考えられるという理解でよいか。	「スキル・マトリックス」が例示の一つであることを確認したい。